

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月16日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第5号

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額) 第23条 <省略> 第23条の2 <u>職員が市長の承認を得て（市長が規則で定めるものに限る。）正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u> (再任用職員についての適用除外) 第23条の3 <省略> 附 則 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の感染症防疫手当の特例) 19 別表第3感染症防疫手当の項に規定するもののほか、職員が、市長が定める場所において、 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータ</u>	(給与の減額) 第23条 <省略> (再任用職員についての適用除外) 第23条の2 <省略> 附 則 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の感染症防疫手当の特例) 19 別表第3感染症防疫手当の項に規定するもののほか、職員が、市長が定める場所において、 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症とし</u>

<p>コロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事した場合は、感染症防疫手当を支給する。この場合において、別表第3感染症防疫手当の項の規定は、適用しない。</p>	<p>て定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事した場合は、感染症防疫手当を支給する。この場合において、別表第3感染症防疫手当の項の規定は、適用しない。</p>
--	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第19項の改正規定は、公布の日から施行する。

（瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正）

2 瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>（短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第4条の4 短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第4条の4 短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<省略>			<省略>		
第23条の3	<省略>	<省略>	第23条の2	<省略>	<省略>